

電話交換員の勤務条件

区 分	内 容
職 種	電話交換員
資 格 要 件	なし
任 用 期 間	毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内
再 度 の 任 用	勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合があります。
勤 務 場 所	福岡県警察本部(福岡市博多区東公園7-7)
勤 務 内 容	警察電話と警察電話以外の電話との通信接続、警察電話番号の案内、その他警察通信業務に関する事項
勤 務 日	月20日 (※)土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間及び休憩時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時00分から午後5時45分まで ・ 1日の勤務時間は日によって異なり、3時間30分から6時間30分までの範囲内で指定します。 ・ 休憩時間60分
時間外勤務・休日勤務	なし
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任用期間に応じて年次休暇を付与します。 ・ 特定の事由に該当する場合は、特別休暇を取得できます。
給 料 (報 酬) の 額	月額約5,370円～9,980円を支給します。 (※)1日の勤務時間によって異なります。 (※)給与条例の改正に伴い、金額が変更となる場合があります。
諸 手 当	条例及び規則の定めるところにより、地域手当等の各種手当に相当する額を報酬に加算して支給し、通勤手当に相当する額を費用弁償として支給します。要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給します。
報酬等の支給方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬の支給日は、原則として勤務した翌月の21日です。 ・ 報酬の計算期間は、月の1日から末日までです。
服 務	サービスの宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上のサービスに関する規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
社 会 保 険	厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。
共 済 組 合	警察共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。
公 務 災 害 補 償	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されます。
勤務内容に関するお問い合わせ先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部地域部通信指令課庶務・電話交換係 電話 092-641-4141(内線3613・3614)
登録申込書の送付先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 警務部警務課採用第三係